

特別管理産業廃棄物処分量許可証

住所 千葉県君津市笹1266番地
氏名 千葉オイレッシュ株式会社
代表取締役 野村 拓也

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。 第14条の5第1項

千葉県知事 熊谷 俊 人

許可の年月日 平成28年2月23日

許可の有効年月日 令和4年12月26日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

混合, 油水分離, 中和及び蒸留による中間処理

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 混合による中間処理に係るもの

廃油 (揮発油類, 灯油類及び軽油類に限る。)

イ 油水分離による中間処理に係るもの

廃油 (揮発油類, 灯油類及び軽油類に限る。)

ウ 中和による中間処理に係るもの

(ア) 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。),

(イ) 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)

(これらのうち, 特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

エ 蒸留による中間処理に係るもの

特定有害産業廃棄物 (廃油に限り, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1, 1, 1-トリクロロエタン, ベンゼン, 1, 2-ジクロロエタン又は1, 4-ジオキサンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1, 2及び3のとおり

3 許可の条件

(1) 廃棄物の処理に当たっては, 廃棄物の飛散・流出及び著しい臭気の発生が生じないように作業を行うとともに, 保管施設, 処理施設及び脱臭設備等の維持管理を徹底することにより, 敷地境界において, 臭気指数を1.3以下とすること。

(2) 廃棄物の処理に当たっては, 許可申請書に添付された千葉オイレッシュ(株)産業廃棄物処理安全管理規程を遵守すること。

(続 く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

- 平成 5 年 12 月 27 日 新規許可
平成 27 年 11 月 20 日 変更届 (事業区分の見直し)
平成 28 年 2 月 23 日 更新許可 (優良認定)
平成 29 年 7 月 14 日 変更届 (長柄町事業場における中和施設の変更及び
保管施設の変更)
令和 2 年 1 月 27 日 変更届 (君津市事業場における油水分離施設・混合施設
(許可番号第 21-1-353 号) の休止)
令和 2 年 11 月 5 日 変更届 (君津市事業場における油水分離施設・混合施設
(許可番号第 21-1-353 号) の再開)
令和 2 年 12 月 7 日 変更届 (代表者の変更)
令和 3 年 6 月 22 日 変更届 (長柄町事業場における保管施設の変更)
令和 3 年 8 月 23 日 変更許可 (混合による中間処理を追加)

5 規則第 10 条の 16 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

| 施設の種類 (許可年月日及び許可番号) | | 処理能力又は保管量 (設置年月日) | 数量 | 設置場所 |
|---|-------|---|----|--|
| 廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成14年3月11日, 第13-2-1-84号)・混合施設 | | 廃油 14.0 m ³ /日 (平成14年7月22日) | 1 | 千葉県君津市笹 1249番1の一部, 1249番3の一部, 1247番, 1248番の一部, 1255番1の一部, 1256番1 |
| 廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成14年3月11日, 第13-2-1-85号)・混合施設 | | 廃油 12.0 m ³ /日 (平成14年7月22日) | 1 | |
| 廃油の油水分離施設・混合施設 | | 廃油 3.6 m ³ /日 (昭和56年12月12日) | 1 | |
| 蒸留施設 | | 廃油 3.6 m ³ /日 (0.30 m ³ × 12回:8時間稼 働) (平成26年8月19日) | | |
| 廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成21年6月9日, 第21-1-353号)・混合施設 | | 廃油 30 m ³ /日 (平成21年8月10日) | 1 | |
| 廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (平成21年6月9日, 第21-1-354号)・混合施設 | | 廃油 20 m ³ /日 (平成21年8月10日) | 1 | |
| 中和施設 | | 廃酸・廃アルカリ 10.0 m ³ /日 (平成15年12月16日) | 1 | |
| 付 帯 施 設 | 凝集反応槽 | 3.6 m ³ /日 | 1 | |
| | 凝集沈殿槽 | 12.0 m ³ /日 | 2 | |
| | 脱色反応槽 | 4.0 m ³ /日 | 1 | |

(以下余白)

許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

| 施設の種類 (許可年月日及び許可番号) | 処理能力又は保管量 (設置年月日) | 数量 | 設置場所 |
|------------------------|--|----|--|
| 廃油受入施設 | 54 m ² 19 m ³ | 1 | 千葉県君津市笹 1249番1の一部, 1249番3の一部, 1247番, 1248番の一部, 1255番1の一部, 1256番1 |
| | 9.0 m ² 8.8 m ³ | 1 | |
| | 10 m ² 3.6 m ³ | 1 | |
| | 10 m ² 3.6 m ³ | 1 | |
| | 12 m ² 4.0 m ³ | 1 | |
| | 40 m ² 23 m ³ | 1 | |
| | 3.7 m ² 1.8 m ³ | 1 | |
| 廃酸保管施設 | 3.7 m ² 1.8 m ³ | 1 | |
| 廃アルカリ保管施設 | 3.7 m ² 1.8 m ³ | 1 | |
| 廃油受入貯槽 | 30 m ³ | 5 | |
| | 20 m ³ | 1 | |
| | 15 m ³ | 1 | |
| | 10 m ³ | 1 | |
| | 19 m ³ | 2 | |
| 廃酸受入貯槽 | 10 m ³ | 1 | |
| 廃アルカリ受入貯槽 | 10 m ³ | 1 | |
| 混合油及び再生油受入貯槽 | 15 m ³ | 1 | |
| 建屋内残さ物保管施設 | 10 m ³ | 1 | |

(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

| 施設の種類 (許可年月日及び許可番号) | 処理能力又は保管量 (設置年月日) | 数量 | 設置場所 |
|---|---|----|--|
| 混合施設 | 廃油 30.0 m ³ /日 (15.0 m ³ ×1回×2基:8時間稼働) (令和3年5月26日) | 1 | 千葉県長生郡 長柄町長柄山 字美佐子台 1162番44, 同番153 |
| 油水分離施設 (施行令第7条第4号) (譲受許可:平成26年6月25日, 第26-3-414号) | 廃油 30.0 m ³ /日 (15.0 m ³ ×1回×2基:11時間稼働) (平成23年7月8日) | 1 | |
| 混合施設 | 廃油 30.0 m ³ /日 (15.0 m ³ ×1回×2基:11時間稼働) (平成23年7月8日) | | |
| 廃油受入貯槽 | 30 m ³ | 2 | |
| 廃油の保管施設 | 128 m ² 60 m ³ | 1 | |
| 中和施設 | 廃酸・廃アルカリ 15 m ³ /日 (3 m ³ ×5回:8時間稼働) (平成29年6月13日) | 1 | |
| 廃酸保管施設 | 9.2 m ² 9.2 m ³ | 1 | |
| 廃アルカリ保管施設 | 9.2 m ² 9.2 m ³ | 1 | |

(以下余白)